様式第5号（第51条関係）(1)

様式第五号を次のように改める。

健康診断個人票（雇入時）

氏名		生年月日	年　月　日	健診年月日	年　月　日
		性別	男　・　女	年齢	歳

業務歴		血圧	(mmHg)		
既往歴		貧血検査	血色素量	(g／dl)	
			赤血球数	(万／mm³)	
自覚症状		肝機能検査	AST	(U／l)	
			ALT	(U／l)	
			γ－GT	(U／l)	
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール	(mg／dl)	
			HDLコレステロール	(mg／dl)	
			トリグリセライド	(mg／dl)	
		血糖検査		(mg／dl)	
		血清クレアチニン検査	血清クレアチニン	(mg／dl)	
身長 (cm)			eGFR	(ml／min／1.73m²)	
体重 (kg)		尿検査	糖		－＋卄卄
BMI			蛋白		－＋卄卄
腹囲 (cm)		心電図検査			
視力 右	( )	その他の法定検査			
左	( )	その他の検査			
聴力 右 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり	医師の診断			
4000Hz	1 所見なし　2 所見あり				
左 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
4000Hz	1 所見なし　2 所見あり	医師の意見			
胸部エックス線検査	直接　間接 撮影　年　月　日	意見を述べた医師の氏名			
		歯科医師による健康診断			
フィルム番号	No.	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名			
備考		歯科医師の意見			
		意見を述べた歯科医師の氏名			

備　考

1　労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第４項の健康診断を行つたときに用いること。

2　BMIは、次の算式により算出すること。　　BMI＝体重(kg)／身長(m)²

3　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

4　eGFRは、次の算式により算出すること。　　男性の場合：$eGFR = 194 \times 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094} \times 年齢^{-0.287}$

女性の場合：$eGFR = 194 \times 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094} \times 年齢^{-0.287} \times 0.739$

5　「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第４項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

6　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

7　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

8　「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

9　「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。